

議案第 5 号

伊賀南部環境衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（平成19年条例第1号）の一部を改正する  
条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月28日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会及び伊賀南部環境衛生組合個人情報保護  
審査会を統合して、新たに伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会を  
設置することに伴い、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理  
由である。

## 伊賀南部環境衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例

伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（平成19年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「審査会（第13条第1項に規定する伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会をいう。次条から第12条の8までにおいて同じ。）」を「伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条第3項中「（以下「諮問庁」という。）」を削る。

第12条の3から第12条の8までを削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。